**産業建設委員会記録**

令和6年3月7日(木)

10時00分～13時32分

全員協議会室

【委　員】川上委員長、田畑副委員長

村木委員、大谷委員、小川委員、佐々木委員、牛尾委員

【議長・委員外議員】笹田議長、肥後議員、西田議員

【執行部】砂川副市長

　（産業経済部）佐々木産業経済部長、大屋商工労働課長（兼商工労働課三隅発電所対策室長）、佐々木ふるさと寄附推進室長、

　　　　　　　　永見水産振興課長、力石観光交流課長

　（都市建設部）戸津川都市建設部長、西谷建設企画課長、倉本維持管理課長

（金城支所）邉金城支所長、河内産業建設課長

（旭支所）西川旭支所長、官澤産業建設課長

（弥栄支所）馬場弥栄支所長、三浦産業建設課長

【事務局】大下書記

議　題

1　陳情審査

(1) 陳情第137号 ふるさと寄附のお金は気軽に箱物に使ってほしくないという陳情について　　　　　　　　　　　　　　　　　　**【賛成少数　不採択】**

2　議案第15号 浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例について　 **【全会一致　可決】**

3　議案第18号 市道路線の認定について（周布118号線）　　　　　　**【全会一致　可決】**

4　所管事務調査

（1）浜田市観光協会の経営状況及び事業内容 【観光交流課】

5　執行部報告事項

（1）道の駅ゆうひパーク浜田の現状及び今後の取組みについて 【商工労働課】

（2）浜田自動車道「旭IC」料金所のETC専用化について 【建設企画課】

（3）民間事業者から竹迫公園への時計の寄贈について 【維持管理課】

（4）浜田市美又温泉国民保養センター再整備基本構想及び基本計画について

　　【金城支所産業建設課】

（5）浜田市地域交流プラザ「まんてん」の指定管理者の撤退について

【旭支所産業建設課】

（6）浜田市ふるさと体験村施設の状況等について 【弥栄支所産業建設課】

（7）その他

　　　（配布物）・漁業別水揚げについて

　　　（配布物）・浜田漁港水揚げ資料　2023年報

6　その他

7　取組課題について（委員間で協議）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　10 時 00 分　開議　〕

○川上委員長

出席委員は7名で定足数に達しているので、ただいまから産業建設委員会を開会する。レジュメに沿って進めていく。

1　陳情審査

○川上委員長

本委員会に付託された陳情1件の審査に入る。陳情の採決は審査終了後に行う。初めに委員にお願いする。陳情の審査に当たり、執行部への質疑はあくまで審査の参考とするための現状等の確認にとどめてほしい。

(1) 陳情第137号 ふるさと寄附のお金は気軽に箱物に使ってほしくないという陳情について

○川上委員長

審査の参考とするため、執行部に確認しておきたいことがあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは、これから陳情1件について採決を行うが、採決前に自由討議を行うべき内容があるかお諮りする。

○牛尾委員

自由討議をぜひやるべきではないかと思う。なぜなら、これはどこかの大学教授が書いていたが、ふるさと寄附というのは形を変えた地方交付税ではないかと。自主財源に乏しい自治体は知恵を絞って目的を絞って寄附される方の意思を尊重して、その上で自分たちの夢を実現する。浜田市には五つ目的がある。至近な例で言えば、昨年は浜田高校が甲子園に出るためふるさと寄附によるクラウドファンディングをやっていた。五つの目的は絞り切った目的ではないが、そのジャンルのために使いたいので自治体として皆に寄附を要望している。そこに集まったお金を自治体が政策として、それが仮に箱物だったとしても、使うのは全く問題ないし、この陳情の内容自体が私はなじまないと思う。以上の理由から、できればそういう考え方について、陳情者に敬意を表する意味でも今のようなテーマで自由討議をさせていただき、私はその上で反対したい。

○川上委員長

自由討議ということで、続けてもよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それでは自由討議ということで。ただいま牛尾委員から発言があったが、同様または違う意見があればお願いする。

○小川委員

ふるさと寄附のお金を市民のため以外に使うというのは、常識的に考えても許されないしあり得ないと思っている。もしそういうことがあったときには、当然執行部あるいは議会にも責任を問われる部分がある。常識的に考えて、市民のために設定された目的に沿って使うことは何ら問題ないし、陳情で言われているような「あぶく銭」でないことは当然だし、「気軽に」との表現もあるが、これもあまりなじまないと考えている。常識的な範疇で考えたときには、一個人の意見としては、あって差し支えないと思うが、陳情としてはいかがなものかと判断している。後ほど採決のときには意見を述べさせてもらうが、基本的には反対ということで。

○川上委員長

小川委員からそのような発言だった。ほかにあるか。

○佐々木委員

自由討議というか、この案件に対する意見ということで併せて申したい。

○川上委員長

佐々木委員から、自由討議というよりもすでにこの案件について併せて意見をという意見があった。牛尾委員からは自由討議との希望があったが、皆の意見をまず全部聞かせていただき、そのまま採決に入りたいと思うがよろしいか。

○牛尾委員

確かに、討議は相手がいないと成立しないので。

○川上委員長

では佐々木委員からお願いする。

○佐々木委員

気軽にふるさと寄附を使ってほしくないというのはそのとおりだし、そういうことはあってはならないと思う。それからこの本文の中で「歴史資料館」という具体的な施設名も出ており、これは郷土資料館の建替えのことを指しておられるという認識があるので、建替えとなると新たな箱物という定義には当てはまらないと思うし、そもそも郷土資料館の建替えは私自身も必要性を感じているので、趣旨は賛同できるが、郷土資料館建替えの反対ということについては反対という立場を持っている。

○田畑副委員長

ふるさと寄附で歴史資料館の全ての建設費を賄うのではなく、現在のふるさと寄附が23億円くらいあると思うが、それを五つの項目で仕分けてあるのでいくらかは歴史資料館に使うかもしれないが、全てのお金を使うわけではないので私はこれで良いと思う。この趣旨に賛同する。

○村木委員

ふるさと寄附には5項目あるが、その前に、目的を実現させるためには計画が必要だと思っている。その計画を作った上で、手段として建物が要るのかＰＲが要るのかだと思っている。願意という形になれば、一応採択の方向で当該地方公共団体の権限を有することであり、願意としても今あるから実施だと思うことは不適だと思っているので、願意が妥当ということで、私はこの陳情に対しては賛成の立場を取る。

○大谷委員

まずふるさと寄附については先ほど出てきたように五つの目的項目に賛同されてご寄附いただいているものである。その趣旨に沿った使い方をすることは問題ないわけなので、「あぶく銭」という言い方がいかがかとも思うし、市民のために使うという観点においては当然のことでもあるので、こうした事柄が出てくることはどうかと感じるので、私は反対の立場で申し上げる。

○川上委員長

ほかにあるか。

○佐々木委員

自由討議ということで。先ほど賛成という意見もあった。歴史資料館という具体的な施設名も出ているので、これも反対ということで捉えて良いのか。

○川上委員長

願意の中にはそれが含まれているのかもしれない。それについては陳情者をここに呼んでないので理解できないが、書いてある限りにおいては含まれるものと理解すれば良いかと思う。

○佐々木委員

陳情者ではなく賛同された方が、歴史資料館は駄目だということに対してどう思っているか。

○村木委員

私はこの趣旨である「ふるさと寄附は市民のために使うべきであり、気軽に箱物に使ってほしくない」という願意、当然そうだと思っているので、当然だから賛成という立場である。歴史資料館が反対かどうかは今後検討していく内容だと思っている。
　文中では「歴史資料館も含め」となっているので、その他のことも入っていると私は理解した。

○牛尾委員

だから、ふるさと寄附はあぶく銭だと思っているわけか。

○村木委員

決してあぶく銭とは思ってない。貴重な財源であり、寄附いただいたものとはもちろん思っている。

○川上委員長

村木委員は、あぶく銭だとは思ってない、貴重な財源である、だが、建物に使うのはいかがなものかという思いがあって、そういうことを言われたのだと思う。

○大谷委員

公式な陳情書に「あぶく銭」という言葉を使って出しておられること自体、寄附された方に対していかがかという思いはしている。そういったことで、この陳情には賛同しかねるという思いを重ねて申し上げておく。

○川上委員長

ほかに討論すべき意見があるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、採決に入る。発言される場合は、始めに「賛成」か「反対」か発言し、その理由も述べていただくようお願いする。

・陳情第137号 ふるさと寄附のお金は気軽に箱物に使ってほしくないという陳情について

○川上委員長

最初に、この陳情について継続審査を望まれるかどうか挙手をお願いする。

（　挙手なし　）

挙手はないようなので、続いて反対や付すべき意見がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

○牛尾委員

先ほど申し上げた理由で反対である。

○佐々木委員

私も先ほど申し上げた理由で反対である。歴史資料館も含め駄目ということなので、歴史資料館の建替えは認めるものである。

○小川委員

反対理由は先ほど述べたとおりだが、それ以降の自由討議の中でも「あぶく銭」という表現や、「潤沢にあるからあれもこれも」と書かれた内容についてもふさわしくないということで、私も反対の方向で考えている。

○大谷委員

先ほど申し上げているとおり反対である。

○川上委員長

では、この陳情に対して賛成の方の挙手をお願いする。

（　挙手あり　）

挙手少数によって、この陳情については不採択とする。以上で議題1を終了する。1点お願いする。各自の陳情に対する表決の記載を、本日中にタブレットに必ず入力しておいてもらいたい。賛否及び反対意見は、陳情者へ通知しホームページに掲載されるので、簡潔に分かりやすく記載いただくようお願いする。

2　議案第15号 浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例について

○川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

（　「なし」という声あり　）

○川上委員長

委員から質疑があるか。

○佐々木委員

今回漁港法の改正ということで、恐らく上位法の改正で市が改正すべき点を上げられたと思う。3点にわたって要点が示してあり、最初の法律のタイミングが変わるというのは理解できるが、2点目3点目の土砂採集等云々書いてあって、この14条関係、そして3番の入出港の届出の関係の16条か、この2点目3点目の少し詳しい説明があればお願いしたい。

○水産振興課長

まず14条に係る、漁港区域内の水面、公共空地を占用する場合の規程ということが14条になる。これまでは国の法律、先ほど言われた旧漁港漁業整理法、そして新しくなる漁港及び漁場の整備等に関する法律、これの第39条において許可を得たもの、それから水産業として活用するもの、主にはそうしたもので活用するものしか占用ができなかった。この第39条というのが、水面または公共空地において工作物の建設や改良、土地の採取、掘削などの占用許可ということになるが、占用するものから土砂採取料、占用料を現行では徴収するとなっている。このたびの国の法改正により、認定計画実施者も水面または公共空地を占用できるということになったので、第14条において漁港区域の水域や水面、それから公共空地を占用する徴収対象者に認定計画実施者を加えるというものだが、この認定計画実施者についてだが、国が現在、海業を推進する中で新たに漁港施設等活用事業制度というのを創設された。この制度だが、漁港については漁業の利用が目的で使われるわけだが、この漁港における漁業活動としての利用の確保を前提とし、漁港施設それから漁港区域内の水域・水面、それから公共空地を活用してこれまでの漁業活動に限らず水産物の消費増進、例えば直売所や水産食堂。それから交流促進、これが漁業体験や釣り堀体験。そうした事業を実施することが可能となる制度となる。この事業実施には、事業者の方に事業計画を作っていただき、その認定を漁港管理者、いわゆる市の管理漁港であれば、浜田市からこの漁業計画の認定を受ける必要がある。この事業計画の認定を受けたのが、いわゆる認定計画実施者ということで、このたびの第14条で、漁港区域内の水面・公共空地を占用する場合、これまでの土砂採取料等に認定計画実施者も対応できるよう加えたということである。
　続いて、入出港の届けに関することということで第16条関係になるのだが、こちらも島根県漁港管理条例に併せて改正している。市の管理漁港でそういった案件はなかなかないのだが、県の管理漁港では、船の数が多かったときには入船調整を行うために出航届を提出することになっていたが、近年漁船数が減少しており入出港調整を行うことがなかなかない状況にもなっているので、今回入出港届を提出することができるというような文言に緩和されている。現在の入出港届を基に入出港の調整を行う必要があまりないため、島根県に合わせ内容を見直すもので、市の管理条例も改正させていただいた。

○佐々木委員

3番目の入出港の関係は良く分かった。14条がますます分からなくなったようなところもある。要するに漁港の活用が広がる可能性が増えたという感じで良いか。

○水産振興課長

漁港は漁業活動をするための施設なので、今回漁業に限らず、直売所や水産関係の食堂、それから水面に至っては、水面の漁業活動といえば養殖事業になるのだが、それ以外に例えば漁業体験スペースや釣り堀などの利用も可能になる。これ全体を合わせて「海業」と国で言われている。漁港施設を有効活用しようという取組が国で推進されているので、そういったことにも対応できるようにということである。

○川上委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

3　議案第18号 市道路線の認定について（周布118号線）

○川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

（　「なし」という声あり　）

○川上委員長

委員には写真等々を送っている。委員から質疑があるか。

○牛尾委員

先般現場を確認した。問題ないと思う。

○大谷委員

どういう経緯で市道認定になるか、前段の状況を聞かせてもらえないか。

○維持管理課長

こちらは平成6年頃に造成された団地区画道路になっている。当時は位置指定道路という形で建築されているようだが、造られた業者が今回、市道認定を出されてない状況だったのだが、今回市道認定の協議に来られた。

○川上委員長

ほかに何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

4　所管事務調査

（1）浜田市観光協会の経営状況及び事業内容

○川上委員長

執行部から補足説明はあるか。

○観光交流課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑があるか。

○大谷委員

具体的にどういうものを資産として所有しておられるのか。

○観光交流課長

観光協会の資産としては、経費上簿価上に上がっているものについては、下府にある案内看板で、千畳苑や畳ヶ浦へ曲がるところに、千畳苑国分海水浴場石見畳ヶ浦と案内する看板がある。また、石見神楽ＤＶＤ販売のマスターフィルムを持っている。こうしたものは器具備品という形で載せている。
　あとリース資産としてポスレジシステムを計上している。その他、すでに簿価上はゼロ円、減価償却はしていない資産としては、三宮神社の仮設トイレとなっている。

○大谷委員

状況は分かった。1ページ目一番下の「正味財産期末残高」が年々増えている傾向というのは、プレミアム商品券の販売等が関係しているのか。この金額については財務的に良好との話があったように受け止めたが、残高が増えることについて運営上どういう評価になるのか聞かせてほしい。

○観光交流課長

まず正味財産の増加についてはご指摘のとおりである。この金額部分をどう考えるかだが、一般企業だと経費から収益から費用を引いて残った費用については株主や出資者配当という形で整理されていくのだが、観光協会においてはそうしたところが法律で禁止されているので、そのまま残ってしまう形になる。
　こうした中で観光協会としては、この正味資産は一時的なものだと思っている。5年度についても応援チケット事業をやっているので、この額から少し積み上がるとは思っているが、これ以降は増えないと思っているし、逆に事業に正味財産をしっかり使っていただき、適正に管理していただければと思っている。現段階においては補助金額をどうこうしようという段階にはないと思っている。

○牛尾委員

私と産業経済部長が理事で出ている。もともと観光協会は市役所内にあり、外へ出そうということで今日に続いている。本来は市が背負わねばならない観光事業をこうして外郭団体として、安い給料で職員を使っている。もう少し上げてやらないと皆逃げるという話をしたのだが、市長サイドは自分で稼げということで終わっている。例えば市職員と観光協会の職員を比べると、6掛けから65ぐらいである。かわいそうな給料で観光協会を背負っているのが現状である。当然理事だろうが誰であろうが、一時、交通費を出すという話があったがそれも全てお断りした。
　これから観光に力を入れなければいけないという中で言えば、現場で働いている職員は気の毒だという実態を皆にお知らせして、報告にしておきたい。

○川上委員長

ほかにないか。なければ進行を交代してほしい。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○川上委員長

先ほど観光交流課長は、正味財産期末残高が増えていることに関して、今後これをどうこうという考えはないと言われたが、ごらんのとおり期末残高が2,800万円ありながら、実は約3,500万円の市からの補助金が入っている。ということは、市の補助金を半額にしてもまだもつのでは。そういうことも本来は考えるべき時期ではないかということを今聞いておきたいのだがいかがか。

○観光交流課長

確かに観光協会の正味財産については、一般法人移行後1千万円程度で推移してきた。ただ平成30年度は、駅前の整備事業という形で事務所が収用となり、この部分の収用額がある中で2千万円に増えた状況になっている。こうした中、プレミアム商品券で令和4年度2,850万円程度になってきたが、細かく見ていくと2,800万円あると言いつつも、実際には浜っ子まつり実行委員会費用や応援チケットの実行委員会の預金額が入っており、これは当然返還されるのだが、こうしたところを引いていくと1,300万円程度が預金として入っている。ある意味自由度の高い正味財産という形になっている。こうした中で、この部分については協会の万が一に備えたり、事業規模を拡大したりしていくためには、過大であるとは考えてない。観光協会はあまり収益性のない事業を行っているので、こうした部分を実施してもらうためには市の補助金は、今は減額等々を考える段階ではないと考えている。

○川上委員長

実情的に金融機関への貯金高もかなり高い。先ほど言われたように株主配当を考えることもないなら、ここで市としても1回英断しても良いのではないかという気がしないでもない。これだけの金があれば相当ほかのところにも使える。せっかく観光協会が頑張られても、なおかつこうして残高が残っているということは、使い切れてない。使うためにしっかりやっていただくためにも、一度補助金を半額にして、1回頑張ってみてくれということを考えても良いのではないかと考える。そういう考えは全然ないか。令和5年度の定時総会資料の中身を見ても、そのような話は全然出てない。しっかりお答えいただきたいがいかがか。

○観光交流課長

先ほども申したが、今のところこの補助金を減額する考えはない。観光協会への市の関与について県内他市の団体も調べてみたが、65％から多いところは90％市が関与する中で事業をやっている。チケット事業が入って分かりにくくなっているが、これを除いた部分での市の関与度となると55％程度になっている。これは観光協会が特産品販売や観光支援型自動販売機を設置するなど、自主財源確保もやりつつやっている結果だと思っている。市の関与度が低い中では、観光協会に事業をしっかりやってもらいたい、収益性のない事業である観光振興を皆のためにやってもらうための補助金なので、現段階においてこれを減らそうという考えはないし、正味財産を当然無視するわけではないが、状況等は注視しつつ適切に対応していきたい。

○川上委員長

牛尾委員が言われたように職員のやる気を出すためにも、せっかく2,800万円の財産が残っているので、長期的なことも考えてアップする必要もあるのではないか。そしてより一層やる気を出していただくことも、ぜひ検討をお願いする。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○川上委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

ここで1点、皆にお諮りしたいことがある。このたび、旭町の「まんてん」指定管理者が事業を撤退されることになった。このような事態になるまで、我々は指定管理者の状況を知らなかった。このことから、現在市が指定管理に出している施設などの現状や財政状況について、調査をしておくべきではないかと思っている。
　執行部には負担をお掛けするが、ここは議会としてチェックしておくべき点だと思う。ほかの委員会にもお願いして、全ての指定管理者の状況について調査を行いたいと考えるがいかがだろうか。

○大谷委員

全てとなるとかなりの数があるが、対応はできるのか。

○川上委員長

数は相当あるが、まんてんというゼロ円の指定管理者でもこういう状況が起きているので、指定管理業を行いながらもかなり経営状況が悪いところがあるかもしれない。レポートを出してもらうと分かるのだが、相当状況が悪いところがあった。したがって全てが一番良いと思う。

○大谷委員

やってくれということは当然我々もしっかり見なければいけないことになるが、ボリュームが良く分からないので聞いているのだが。対応は可能なのか。

○川上委員長

現在指定管理者が30か40超あると思う。当委員会所管のものも相当ある。できれば当委員会所管以外も含めて、市全体として考えていただければと思っている。副市長どうか。

○副市長

先般福祉環境委員会でも、本会議でも、例えば社会福祉協議会の総合福祉センターの問題等もあった。これについても、指定管理の中で社会福祉協議会の経営状況の質問もあった。基本的には全てを明らかにすることは必要だと思うが、新たに個別の調査資料を全部作るとなると作業量が多いので、まずは今あるモニタリングレポートなど、各指定管理者が出している決算状況や運営状況が分かる資料をご用意し、それを確認してもらった上でさらに詳細を知りたいものがあれば、再度資料を追加してもらうというやり方で。今あるものをきちんと皆に確認いただくことからスタートしていただければ可能だと思うがいかがだろうか。

○川上委員長

確かにモニタリングレポートを見ればおおよそは分かるが、それはあくまで単年度であり、状況がはっきり見えない部分があるので皆にお諮りした。モニタリングレポートに基づく資料を出していただき、それで状況確認調査をしたい。よろしいか。

○副市長

モニタリングレポートというのはすでにホームページにも公開しているので、データで皆にお送りすることもできる。中には自治会が指定管理しているものもあるので、そういうものも全部チェックしていくとなるとなかなか難しい部分がある。
　今あるもので公表済みのものは当然お送りする。複数年度分あるので見ていただいて、特に再度チェックしなければいけないものは追加資料等を要望いただければ、各所管課に準備させるというやり方でご検討いただければと思う。

○川上委員長

私としては、本当に赤字かどうかがあの中でははっきり見えないので、ぜひトータル的にプラスかマイナスかを表示していただく形で、ぜひともご提示いただきたい。1、2週間くらいでできるか。モニタリングレポートの集計を取ればできると思うが。

○副市長

私が細かい事務を把握してないが、既存のものを多少加工するならできると思う。基本的には行財政改革推進課が全部を取りまとめているので、今いただいたご意見を参考に、議会事務局と所管課で詳細を詰めさせてもらいたい。

○川上委員長

では、後日回答いただくこととして、レポート集計をしてご提示いただくという形にさせてほしい。よろしくお願いする。

○大谷委員

確認だが、今副市長の提案のあった流れについてお願いしたという理解で良いか。

○川上委員長

その理解でお願いする。

○田畑副委員長

指定管理に出されている中で、例えば地区まちづくり推進委員会や自治会に指定管理を出しておられる施設もある。そういった部分は省いてもらって結構だとは思う。大体3年から5年で指定管理期間が更新されていく上で、特に地区まちづくり推進委員会の場合は金額改正等が出てくると思うので。一般的に、例えば道の駅や文化ホール、公園などは省いてもらっても良いのではないかと思う。かなり大きい金額になっていると思う。一応出していただいても、収益を求めるようなところはあまりないように感じるのだがどうだろうか。

○川上委員長

収益とは言いながらも、ゼロでも赤字が出ているところはあるので。

○副市長

多分全部の指定管理、モニタリングレポートは準備していると思うので。既存のものは全部出せるので、それを見ていただき、追加作業となると先ほど来からあるような次のステップに入るものを絞っていただきたい。

○川上委員長

それでは、ほかにないようなので次へ移る。

5　執行部報告事項

○川上委員長

まず、執行部から提出に至った背景やポイント等を簡潔に説明していただき、その後、委員から質疑を行う。

（1）道の駅ゆうひパーク浜田の現状及び今後の取組みについて

○川上委員長

執行部から説明をお願いする。

○商工労働課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑があるか。説明があったように最終日に議案として出てくるが、大丈夫か。

○大谷委員

株の価値がないから無償だという流れのようである。株を手放すことによって今後浜田市が今後の会社に対し、適切に関与ができるのか。

○商工労働課長

道の駅設置要綱の中でも、民間事業者が設置者になる場合も市と運営協定などを結ぶことが条件になっていることから、全く関与しないのではなく今の運営事業者とも結び、何らか関与する取り決め等もして進めさせていただく。

○大谷委員

契約に基づく法的措置は講じられるということか。

○商工労働課長

そのとおりと考えてもらって構わない。

○牛尾委員

今ゆうひパーク浜田の建物は普通財産で市の所有で、今後プロポーザルをするにしても家主として一定の条件を付して、条件の一番良いところへ貸すという流れだという理解で良いか。

○商工労働課長

牛尾委員のおっしゃるように家主として、どのように使っていただくか提案を見て事業者を選び、協定など必要事項も確認したものを結ばせてもらう。

○副市長

株の譲渡で浜田市が第三セクターから手を引くことになる。私はこの第三セクターの監査役に入っているので、株を譲渡するに併せて私の監査役も辞任させていただこうと考えている。

○川上委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

（2）浜田自動車道「旭IC」料金所のETC専用化について

○川上委員長

執行部から説明をお願いする。

○建設企画課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

（3）民間事業者から竹迫公園への時計の寄贈について

○川上委員長

執行部から説明をお願いする。

○維持管理課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

およそ1時間経過したので、ここで休憩に入りたい。

〔　10 時 59 分　休憩　〕

〔　11 時 09 分　再開　〕

○川上委員長

委員会を再開する。

（4）浜田市美又温泉国民保養センター再整備基本構想及び基本計画について

○川上委員長

執行部から説明をお願いする。

○金城支所産業建設課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑があるか。

○大谷委員

美又レジャーエリアについては外部事業者に運用を委ねるかのような説明だったと思う。プランはどのような流れで選定していくか聞かせてほしい。

○金城支所産業建設課長

レジャーエリアについてこの後の流れでいくと、まず外湯施設を造り、サブコアエリアの保養センターの再整備をどう進めていくか、先行して検討していくことになるのだが、レジャーエリアについて市はこのように考えているということで、民間事業者の進出を随時促すような努力をしたいと考えている。この計画を見て、またこの計画ではないものについても、こういったことに活用したいという事業者が現れれば、随時対応していきたい。

○大谷委員

ということは、お任せという感触を受けたのだが、そのような受け止めなのか。

○金城支所産業建設課長

美又コアエリアとサブエリアについては市がかなり関与して、積極的に造っていく。それに対してレジャーエリアは温泉または温泉以外も含めて民間事業者に提案を含めた進出を求めていきたい。事業者からの提案を受けて市で検討する流れになろうかと思う。

○大谷委員

美又コアエリアについて。洗面台などは図が出ているので分かるが、受付あたりはどのような設えでお客をお迎えするのか。神楽をというのであれば、あちこちにその雰囲気を醸すのも必要かと思うが、エントランスに入ったところのデザインなどは考えがあるのか。

○金城支所産業建設課長

おっしゃるように全体のトータルコーディネートとして、美意識の高い女性を迎え入れる施設というコンセプトを掲げているので、設えについても壁紙の色に至るまでデザイン性の高い提案をしてもらっている。これについては各セクションにおいて、提案書または写真等があるので、基本計画基本構想に網羅して、最終的には委員に提示したい。

○川上委員長

3月に正式なものが出てくるときにはそれが見えてくるということで良いか。

○金城支所産業建設課長

3月22日の事業期間まで細かな修正をして、完成したら直近の委員会でご提示したい。

○大谷委員

その提案を受けて、多少なりとも修正する余地はあるのか。

○金城支所産業建設課長

新年度予算に外湯の詳細設計予算を提案させてもらっており、プロポーザル方式になろうかと思うが業者を選定し、いま一度提案を受けて細部にわたって指示や調整、場合によっては修正をしたい。

○大谷委員

意見を吸収できる余地があるなら以上で置く。

○佐々木委員

そもそもレジャーエリアの土地を整備しなければならない理由は何か。

○金城支所産業建設課長

美又レジャーエリアについては旧金城町時代に美又再開発事業をするということで、当時検討委員会も立ち上げ、県の道路工事の残土を利用して用地取得し、現在の敷地を整備して、土地提供者にも美又再開発に利用するとお約束して購入した用地になっている。地元にもこの説明をしており、何ができるのかという話は随分、合併後もいただいていたが、経過から申し上げると土地の取得、開発をしようと思った経過については、旧金城町時代から。合併後は美又温泉国民保養センターの中核施設のあり方について先行して検討しようということで、ようやく今回外湯を新しく造り、保養センターを解体するビジョンができたことになる。今回、サブコアエリアまで検討が進んだので、レジャーエリアについては市ではなく民間活力による整備区画にしようというところまで整理できた。

○佐々木委員

整備も民間が併せてやるということで、現状市がここの整備に金を掛けることはないのか。

○金城支所産業建設課長

構想策定段階では、市のほうで予算化することは検討していないが、温泉の配管については市が先行して整備している。以後の開発については、現状市が何か支援する計画はない。

○佐々木委員

確かにキャンプなど外レジャーが今流行している。そういった業者が見込みの想定があってこの提案なのか、それともゼロベースで望みも含めた提案なのか。

○金城支所産業建設課長

今回初めてこのエリアに関する方針を定めて外部へ提示していくことになるが、これまでも用地が敷地としてあるものだから民間業者から、こういったことに使えないかといった問合せを受けたことはこれまでもある。開発見込みというか、計画は立ててないため協議してそのまま立ち消えになったことにはなるのだが、何件か問合せを受けたことはある。

○佐々木委員

問合せがあったとのことなので、民間業者がおられる見込みはあるような感覚だと思う。旧金城町時代の再開発事業というところで。当時と今はやはり時代が全然違う。そのときに一生懸命考えてきた感覚が、今では人口も減って社会が縮小する中で、造ったとはいえどの程度来られるか、その辺の見込みもだんだん小さくなる時代だと思う。例えば地元の方々がどのような思いを持っておられるか少し不安もあるのだが、こういった大きなものが仮にできるとしたら、その方々の生活状況がどうなるかという心配もあるのだが。地元の方々との協議の様子はどうか。

○金城支所産業建設課長

地元の協議としては、大きくは自治会、地区まちづくり推進委員会、旅館組合といったところへヒアリング、また今度行われる地域協議会に同じような資料で説明することになる。地元の声として聞こえてくるのは、温泉以外の魅力も確かに必要だというご意見もあったし、食事の提供も観光地であれば必要ではないかというご意見もいただいている。あとは地元野菜が売れるような施設ができないだろうかなど、多様な意見をいただいているが、最後に皆がおっしゃるのは、民間事業者で出ていただくためには美又温泉に人が集まる環境をつくるのがまず必要ではないかという意見である。それに対して私からも、その点については市が積極的に、日帰り入浴施設という新しいツールで誘客を図りにぎわいをつくっていきたいとご説明しており、そこから派生していく民間活力の連携といったところをご説明してご理解いただいている。

○佐々木委員

確かに地元の方が言われるとおり、集客の有無でこの施設もどう変わっていくかというのが大きいのだと思う。
　もう一点、10億円くらいの全体事業費がコアエリア全体の事業費か。

○金城支所産業建設課長

今回新年度予算に、外湯施設の詳細設計または地盤調査費用として5,800万円程度の予算要求をさせてもらっている。その資料の中に、翌年の整備費として事業費の予定を入れさせてもらっているが、これは中期財政計画に載っている総額事業費を基に、事業費の予定を入れさせてもらったものである。やはりあくまでも詳細設計で見えてくる事業費が今年の12月といったところで最終的には見えてくるのかと考えている。

○牛尾委員

もともと美又を何とかしなければいけないというのは新浜田市の懸案事項だったので、ようやく見えてきたと思っている。気になるのが、かつて美又温泉凱旋門構想というのがあった。それは当然無理だと思っていたのだが、一方で星野リゾートも浜田ではできないという中で、美又レジャーエリアはすごく唐突な気がする。このエリアも浜田市が開発して持っているわけだから、民間も出たかったらとっくに出ていると思う。民間事業者をここに入れるのに、全体の構想の中である種のものを主としてやってないと、民間が出てくるからとあちこち虫食い状態にして、バランスが取れないような施設を造っても困ると思う。全て民間にお任せだと言えば、市の持ち出しがないから一見良いようには見えるが、わけが分からなくなるかもしれない恐れがある。
　それから、コアエリアをきちんと成功させないと、湯が良いのは美又が一番なので。かねてから、ほかの温泉が全部駄目でも美又だけは絶対生き残るという考えを持っているが、そういう意味で言えば、女性にターゲットを絞った構想は行ける感じがする。ただ、少しお客が帰ってきたが一方できんたの里が落ちたとか、全体のキャパが上がってないのは人口縮小する中で明らかである。市長もその辺ご苦労があるのだろうが、ここだけで考えるよりも、ただ、相乗効果は難しいだろうと思っているので、将来的にはどこか一方に力を入れてやっていくしかないかと思っている。いかにもコンサルが作られて、良い感じがするのだが、現実的にこの施設が目の前に見えて、こういうものができるのだろうというところまで、今日の説明では行き着かない。なかなかこういうチャンスはないので、官公庁から相当入るとのことなので、ある種ラストチャンスという位置付けである。浜田市を挙げて全知全能をつぎ込んで、後顧の憂いなく最後の勝負だという気持ちを持ってもらわないと大変なことになるのだろうと思う。どちらにしても補助金と助成金での事業には限界があるので、その辺は課長も十分分かっていると思うので、形骸化したような施設でないような、魂が入って、美又はすごいと言われるような施設をぜひ目指してもらって、頑張ってもらいたい。

○川上委員長

最初が質問だったので、そこだけでもお答えいただければと思うが。

○金城支所産業建設課長

貴重なご意見をいただいた。確かにレジャーエリアの民間への開発を促すところについては、要綱的な条件といったものはきちんと明示して、虫食い状態にならないような、効果を最大限発揮するような意図も持って、市は公募しないといけない。
　2点目の、外湯の効果を発揮するのは単体での収支は当然最低限取るというのはあるが、このことによって美又温泉が再生するか、市全体にどういう効果を上げていくかも要素になっている。抜粋版には書いてないが、完成版については地元の旅行会社から三宮神社と市内のビジネスホテルを結んだプランをいつも投下しているのだが、外湯営業時間を調整していただければ、美又の美肌の湯を加えた誘客もできるとの意見をいただいおり、そういったことも配慮して営業時間や市民割も検討したりしていきたい。市を挙げてしっかりやっていきたい。

○川上委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

（5）浜田市地域交流プラザ「まんてん」の指定管理者の撤退について

○川上委員長

執行部から説明をお願いする。

○旭支所産業建設課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑があるか。

○牛尾委員

矯正施設ができて家族の方もいらっしゃる、職員の住宅も建っている、旭町の生活を維持するためにも、まんてんは貴重な場所なのだろう。オープンのときはまだそれほど野菜もそろっておらず、これからどんどん増えるのだという話も聞いていた。最近は少し暇なのかと思っていたが、突然こういう形で、またそれに先行して新聞で「未来永劫開けることはない」という記事が出てショックだった。このエリアにとって、また矯正施設を持つ浜田市旭町にとって、まんてんは一定の存在価値があると思っている。しかし出資者がこれ以上持ち出しできないということで閉められるのは分かるが、それで良いのか。浜田市全域を見ると、例えばふるさと体験村には毎年1千万円くらい出しているところもある。立ち行かなくなったから仕方ないというだけでは、行政はいけないと思う。
　矯正施設職員がアフターファイブに飲食するのに、最低2か所はないと大変だとか色々な要望があった。物販のこともあったし、最近で言えば奥様方がタクシー乗合いでコンビニまで買い物に行かれるといった話も聞く。矯正施設関係者が、そこで生活していく上でのサービス、行政として考えなければいけないのでは。赤字だから仕方ないというだけで済む問題ではないと思う。市はこのまま看過して良いのか。

○副市長

今回のこの方針は、先ほど課長が申したように、2月下旬に現在の業者が、会社の経営上の問題で急きょ提案されたものである。当然検討期間もないし、この会社に今から補助金をつぎ込んで引き続きお願いするのもなかなか難しいと判断する。当面店舗部分は休止するが、キャッシュコーナーやトイレは管理しつつ7年度以降、例えば商業施設、物販施設でも指定管理料を払って運営している施設も当然あるので、この施設が地域に必要であれば、市が公金を投入することもあるかもしれないし、周辺に他の商業施設があるからそちらで対応できるということであれば、そういう流れになるかもしれない。あまりにも検討期間が短いので、6年度にそういうことも踏まえて、矯正施設の社員がたくさんいらっしゃるので、生活にご不便を感じられることがないようにしなければいけないので、6年度に検討して7年度以降に方針を出していきたい。

○牛尾委員

あそこは外側に6千万円掛けて設置した神楽の舞殿がある。副市長の言われることは良く分かるが、市とすれば突然で大変だけど、できれば指定管理料を払ってでもあのエリアのためにやってくれる業者があれば募集したいという姿勢を見せておいてもらわないと、新聞の書かれ方によっては、浜田市は冷たいのだというように書かれたら、議会は何をしているのかと跳ね返ってくる。ぜひ副市長の強い姿勢を見せてもらって、しばらくは仕方ないがやがてある時期には指定管理料を払ってでも、あのエリアのために業者を募集して、再び開店したいというようなことをいくらか意思表示してもらわないとつらいのだが。

○副市長

再開をお約束することは私もここでは申し上げられないが、先ほど申したように、地域、特に矯正施設関係でよそから来て生活しておられる方がご不便を感じられるようなことがあってはいけない。当然、もともと住んでおられる地域の方も。地域に必要なものは市がきちんと支援してでも残す。その辺の必要性はしっかり認識しながら、今委員からいただいた言葉も頭に置きながら、市としてもこのまま閉めるという視点で考えているわけではなく、地域にとってより良い方向に考えたい。

○佐々木委員

これだけ大変だったのだと今回初めて分かった。開店当時に行って、非常ににぎやかで、同じ施設向かって左側には、これから地域の方々が野菜を持ってこられ、道の駅的な機能もあり、また神楽施設もあって色々なイベントがあそこで開催されて、近くには高速バス乗り場もあって、非常に人が往来するイメージがずっとあった。時々行くが、駐車場に車が何台も止まっているような風景はあまり見かけなかった。この施設は出資者が何人かおられて、出資金を使い果たしたのでこれ以上運営ができないとのことだった。指定管理にしているので公設なのかとも思ったのだが、そもそもこの施設ができた形態を教えてほしい。

○旭支所産業建設課長

そもそもの形態は、まず建設までの平成20年度に検討ということになった。当初は第三セクターという形で、一時は市も出資して経営していこうといった話もあったが、なかなかそれも難しいという結論に至り、現在のようにＪＡ、町内商工会の有志、それから個人12者が出資し設立となった。

○佐々木委員

そういう形で民間の方が出資されてできたものを市が指定管理で請け負っているということか。

○旭支所産業建設課長

そのとおりである。

○佐々木委員

この施設には可能性がある仕掛けが色々あって、なぜそれが皆に使ってもらえる施設にならなかったのか。その辺は管理者が総括されながら検討してこられたと思うが、原因はどのように判断されているか。

○旭支所産業建設課長

営業の形態としては、店舗、移動販売、産直がある。厳しくなったのが店舗営業、特にコンビニエンスストアの新規出店が平成30年にあり、そちらに顧客が少しずつ流れていった。2点目が、コロナの感染防止による往来の減少。3点目は旭温泉休業で社会経済の環境に変化があった。これらが主な要因と店も分析されている。

○佐々木委員

小売店だけの比較をすればやはりコンビニエンスストアには力があるので難しいのかもしれないが、例えば地域の方々の産物の出店やイベント会場の活用など、集客する可能性もあったのではないかと思うが、仕掛けがうまくいかなかったのか。

○旭支所産業建設課長

コロナ禍までは、隣に神楽殿などもあるので神楽イベントを商工会中心に年に1回開催したり、地元でも開催していた。そこで集う輪ができて盛り上がっていた。問題はやはりコロナ以降が一つポイントになろうかと思う。往来が減り、神楽上演もできなくなった。店の経営で言うと、そこだけで集客・誘客が難しかった現実があったのではないかと考えている。

○佐々木委員

地元民の産物出店はなかったのか。

○旭支所産業建設課長

地元産物はコロナ禍を踏まえても、堅調に出してもらっていた。昨年度の売上げに関しても、旭まんてん産直が2,500万円あった。ＪＡもしっかり力を入れて、まんてんに品が入るように努力いただいていた。

○佐々木委員

実績もかなりあるようだが、コロナで一時は厳しかったかもしれないが、急変するというのも不思議というか。コロナ禍以前に持ち直しても良いと思うが、それがなかなか難しかったのか。

○旭支所産業建設課長

今年度コロナが5類になり、店舗もそれを狙って5月以降は往来が復活し、イベントも増やしていきたかった思いがあったのだが、1回離れたお客が戻ってこなかったというのは一つあったかと思う。ただ、まんてんも何もしなかったわけではないので、営業努力は地道ではあるが行っていたと思う。

○田畑副委員長

指定管理事業者が撤退したという話を聞いたときに、地域の問題として、まんてんがなくなったらこの地域はどうなるのかという話合いが多分なされてない。指定管理料が高いとか安いとかいう問題も出れば議会に言われても良いが、何とか助けてやろうということが言えるが、何もない状況で3月いっぱいでやめる、6年度は1年間考える、何か良い案があれば7年度から考え直して頑張るということでは、地域の人はどうするのかと思う。旭地域はガソリンスタンドも1軒になった。店と言えるのは、まんてんとＡコープしかない。Ａコープがあまり良い状況にないように思えるから、余計にまんてんに頑張ってもらわなければならない気がする。そういったときに、地域としてどう話し合い、どう支援を求めていくのかを、地域の人が考えて地域の人が動かないと、議会に言われても「ああそうか」というだけで、うまくはいかないと思う。地域としてスーパーがなくなることをどのように考えておられるか。

○旭支所産業建設課長

率直なところショックが大きい。言われたように、前もって準備期間ではないが1年2年計画の中で引継ぎがもしあれば、ということは確かにあった。そういう意見もいただいているので、そこは残念だったと思っている。
　この施設をどうするか、地域協議会を通じて意見をいただくのは当然やっていこうと思っているので、その辺はしっかり対処していきたい。

○田畑副委員長

1年建物を空けると、特に冷凍庫・冷蔵庫は本当に駄目になる。スピード感を持ってやっていかないと、来なくなったお客は普通帰ってこない。早急に地域協議会の知恵をいただきながら前向きに考えていただかないと、旭はＡコープが大変なことになったら大変だと言っておく。

○川上委員長

進行を交代する。

○田畑副委員長

川上委員長。

○川上委員長

もう少し手前からモニタリングレポートを見ておけば良かったと考えている。なぜなら、指定管理施設が全64施設ある中で、10くらいが令和2、3、4年と赤字が出ている。まんてんはそのうちの一つだった。まんてんは300万円、350万円の赤字。令和4年度はかなり努力されて二百数十万円の赤字だった。これを見ると、そのあたりに少し手を入れても良かったと思う。ぜひそういうことを考えられて、田畑副委員長が言われたようにスピード感を持って、令和7年度と言わず6年の後半にでも、ぜひ再開していただくことをお願いしておきたい。年間約300万円、大変難しいかもしれないが、ぜひご協力願いたい。

○田畑副委員長

進行を交代する。

○川上委員長

ほかにないようなので次へ移る。

（6）浜田市ふるさと体験村施設の状況等について

○川上委員長

執行部から説明をお願いする。

○弥栄支所産業建設課長

（　以下、資料を基に説明　）

○川上委員長

委員から質疑があるか。

○大谷委員

1、2月は宿泊は営業してないのだから、したがって表の表し方としてゼロではなく斜線といった形にしていかないと、これだけ見るとあたかも1、2月は人が来なかったかのように見える。表し方を改善したほうが良い。
　宿泊人についても、何人来たかではなく建物によって稼働したかどうかという稼働率で表さないと中身が見えない。バンガローなのか宿泊の建物なのかによって意味合いが違うので、小分けにして稼働率として表していく必要があると思う。でないと我々、人数だけでは分からないし、合計の対比についても単純に人数だけでパーセントが出ていると思うが、これも分母や営業期間が違うのだから同等には比較できない。そのあたりも改善していかないと、正しい実態が伝わらないので改善していただく必要があると思うがいかがか。

○弥栄支所産業建設課長

ご指摘のとおりだと思う。1、2月の表現については確かにまずかったと思っている。このあたりの表現や稼働率も見やすい形で次回以降はお示ししたい。

○牛尾委員

一番力を入れなければいけない体験交流事業である。明らかに外から見えるメニューを見せないとなかなか応募しにくい。あと、ホームページからの宿泊予約は改善したのか。邑智もそこそこ忙しいからさらに民泊施設を整備されるという現場を見てきた。比較するわけではないが、頑張ってさらに利用客を増やそうとされているところもある。それにすればふるさと体験村のほうが施設ははるかに整っているし、魅力もないわけではない。柱になって回す人、弥栄のみらい創造会議の中心人物を中心にして、若者がもっと汗を流さないと結果が付いてこない。レストランはそこそこ来ているので、頑張っておられるのだと思う。一番強みがあるのに弱いところにぜひ力を入れてもらって。それを職員に言っても仕方ないのだが、動かすべきところの方に、議会が心配していると伝えてほしい。

○川上委員長

ほかにあるか。

（　「なし」という声あり　）

（7）その他

　　　（配布物）・漁業別水揚げについて

　　　（配布物）・浜田漁港水揚げ資料　2023年報

○川上委員長

その他については、漁業別水揚げについてと、浜田漁港水揚げ資料2023年報については資料配布のみとしているのでご確認願う。
　先ほど私から、指定管理の所管事務調査について全市と言ったが、産業建設委員会所管分だけお願いする形に訂正させてほしい。よろしくお願いする。
　ここで執行部からの報告事項について、3月18日の全員協議会へ提出し、説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○商工労働課長

⑷、⑸、⑹の3点を説明させていただきたい。

○川上委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

ではそのようにお願いする。

6　その他

○川上委員長

執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

議員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは、ここで執行部は退席されて構わない。同時にここで休憩に入る。

（　執行部退席　）

〔　12 時 12 分　休憩　〕

〔　13 時 12 分　再開　〕

○川上委員長

委員会を再開する。これから採決に移るが、採決前に委員間で自由討議が必要だと思われる案件があるか。

（　「なし」という声あり　）

○川上委員長

これより、執行部提出の議案2件について採決を行う。

・議案第15号 浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第18号 市道路線の認定について（周布118号線）

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

（　「異議なし」という声あり　）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で当委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については正副委員長一任ということでよろしいか。

（　「はい」という声あり　）

3月18日の採決までに作成し、タブレットに入れておくので確認をお願いする。

7　取組課題について（委員間で協議）

○川上委員長

1月26日の委員会で、今後の取組課題について協議し、多くの課題の中から「ゆうひパーク浜田の問題について」「ゼロゼロ融資問題について」「地域小売店の問題について」と3件決定した。
　これからの進め方について、3件を一斉に進めるのは無理があるため、1件ずつ取り組んでいきたいと思う。どれも直近の課題ではあるが、まずは「ゆうひパーク浜田の問題について」を取り上げていきたいと考えるがいかがだろうか。
　理由だが、ゆうひパーク浜田については、もう6月くらいに公募が開始されるようなので、そのプロポーザルの仕様について当委員会でも検討し、執行部に「ぜひこのことだけは入れてほしい」というものを伝えるためである。少しでも進めるために、本日はこのことについて協議したい。忙しいが4、5月に数回委員会を開いて話したいと思っているので、よろしくお願いする。
　続いて、まんてんがとん挫しているので、3番目の「地域小売店の問題について」を続いてやりたい。これについては6月以降と思っているがいかがか。

（　「異議なし」という声あり　）

では6月以降については地域小売店の問題について取り組んでいきたい。最後に「ゼロゼロ融資問題について」は一応上げているが、何かの形で問題が起きれば、その点についてクローズアップする形で進めていきたい。

○大谷委員

先ほど出てきたモニタリングレポートの件については、どの時点でどう対応されるか。委員長の考えを聞かせてほしい。

○川上委員長

このモニタリングレポートについては、今回は6月以降の取組になろうかと思っている。地域小売店の問題と重なってくると思う。三隅の道の駅や、ほかにも大きいのがあったと思う。その辺を取り上げていきたい。本来ならすぐやりたいのだが、すぐとなるとゆうひパークが先行すると思う。
　4、5月がゆうひパーク、6月から地域小売店の問題について、重ねて先ほど大谷委員が言われたように、モニタリングレポートを活用しながら、赤字が続いているところについてどういうことを聞きたいか、皆に求めていく。それで、取り上げる必要があれば取り上げていきたい。近々、どういう指定管理にどういう問題があるか、ここが聞きたいということがあれば取りまとめて議題としたい。4月以降になる。

○大谷委員

6月までの間は各委員が今タブレットに配信された内容を見ておく、宿題という意味合いと受け止めてよろしいか。

○川上委員長

それまでに表を送るので、見ていただいてそこへ記入してもらったものを、4、5月のどこかの委員会で発表して、今後どうするか確認したい。よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

ほかに特段何かあるか。今日については、できればゆうひパーク浜田の問題について、若干考えておくのはこういうことがあるというのがあれば、ご意見を伺いたい。

○牛尾委員

昨年の行政視察で千葉の道の駅を見た。やはり収益が上がっているところはその何％かを還元してもらうところもある。ゆうひパークは取得して普通財産になり、普通の状態で順調に経営すれば明らかに黒字が出ることが予想されるような場所にあっては、例えば純利益の1割や2割は入れてもらうという考え方を持ってないと、無償でやってもらうのは、財産は使い減りするのだから。特にゆうひパークの場合、例えば1千万円稼いだら100万円くらいは市に入れてもらうといった考え方が必要ではないかと思う。明らかに利益が出る施設と分かる。そういうところはあらかじめ1、2割入れてもらう考え方はしておかないと、何でも無償ではなく、もしくは上乗せで出すからやってくれではなく、利益が出そうな施設は協力金を入れてもらう。そういう考え方がぜひ必要かと思う。

○川上委員長

ゆうひパークを無償で貸すかどうかもまだ決まってない。この問題についても重ねて検討していただく必要があるかと思う。本来民地であれば固定資産が入ってくるが、現在浜田市の持ち物のため何も入ってこない。せめて維持管理の一部分でも収益プラス賃料も必要であろうかと考えるがいかがか。

○牛尾委員

データを見ると、9か月で約3億弱売っている。前も言ったように年間50万人入って一人千円使えば5億円。年間4億円くらいなら普通の企業だったらあそこで売上げを出すと思う。まだ家賃を取ってない空間もあるのだから、やり方によってはそこそこの企業が来るともっと売上げが上がる。それならいくらか協力金を入れてもらうのが最低条件という考え方を持っても良いのではないかと思う。

○川上委員長

各地の道の駅の還元がどの程度か、調べる必要がある気がする。これは調べてもらおうか。

○大谷委員

当然ながら、普通に考えたら家賃があって共益費部分の負担があって、これまでの経緯からすると売上げに対して何％かの協力金のようなものの設定は、最初からなしではなく考えるべきだと思う。

○川上委員長

家賃、共益金、還元について、現状各地の道の駅はどういう状況か、調べられる範囲で調べていきたい。よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それをもってまたもう1回話をしたい。ほかに何かあるか。なければ私から良いか。実は先日ある方から、ゆうひパーク浜田を神楽に活用したらいかがか、理由は、石見神楽を知らしめるためにちょうど良い場所に立っているので。以前からゆうひパーク浜田で神楽を舞っているが、一部屋か二部屋か使って神楽の衣裳や展示、舞うといったことを検討してもらったらいかがかと言われた。プロポーザルの一つの中にそれを入れてもらうのもありかと考えるが。どう扱うかは別にして、神楽について検討を要するということを私は申し述べておきたいのだが。いかがだろうか。

○大谷委員

神楽の衣裳や、浜田が神楽の本場であるということを醸すという意味では、浜田の観光事業のＰＲをする場は設定してくれというのは、当然ありだとは思う。ただ、神楽を舞うところという話になると、以前も舞うところはあったと思う。それは今なくしている。そうした観点、過去の経緯からすると、舞うところまでを条件に入れるのは制約が大きすぎるのではないかと考える。

○川上委員長

舞うところではなく展示して知らしめるということは加えるべきだろうということで。

○大谷委員

内容については、伝承施設のような大掛かりなものは当然制約が掛かり過ぎると思うので、あくまでも観光を推進するような意味合いでのＰＲ施設という意味はあって良いとは思う。空いているから伝承施設にというのは、受けるほうもなかなか制約が大きすぎて難しいのではないかと思う。そこまでの必要性は要件に入れないほうが良いのではないか。

○川上委員長

当委員会も以前、安芸高田市の門前神楽湯治村に行ったとき、神楽についての展示を見た。あの程度のことで良いかと考える。一応プロポーザルの条件の中に、検討を要する1項目としていただく形にしてもらいたいと思うが、よろしいか。

○牛尾委員

ゆうひパーク浜田は正面にステージがあったがなくした。それ以降は施設の中の物販とレストランの間で神楽を舞っていた。ステージがなくなってからも中では神楽をやっていた。前の支配人が言うには、一つ問題点があるのは、通過型のお客は神楽をやっているのを見て、何かやっているなと思うが、滞留時間と神楽1演目の終了時間が合わないから、最後まで見ない人がほとんどで、地元民は行くかもしれないが、通過型客にとっては、時間の制約もあるしあまり興味もないから、やはり素通りしてしまうのだと。そういうこともあるので、あまり、プロポーザルをされる方に対してこういうことを議会が言うのもどうかと。希望は言っても良いが、あくまでも経営体がこうやりたいということを考えてプロポーザルに入るのだから、そこに議会があまり介入するのはいかがなものか。なるべくやりやすいようにやって稼いでもらって、協力金をいただくのがベストではないかと思う。

○川上委員長

プロポーザルの中に、いかがだろうかという意見だけは付けさせてほしい。執行部に申し上げることだと思うので、私どもがやるわけではないので。
　ほかに何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

今日の話はこれくらいで置きたい。これから3月末から4月に掛けて、もう少し深掘りしてゆうひパーク浜田について検討していきたい。

○牛尾委員

4月くらいに1泊2日か日帰りで、ゆうひパークのようなプロポーザルで出している良い事例があれば視察に行くのはどうか。

○川上委員長

皆はどうか。早いほうが良い。そういう形で検討いただく方向で進めたい。よろしければ進める。よろしくお願いする。では4月初めを念頭に近場で。1泊くらいで見ていきたい。参考事例として検討させていただければと思う。よろしくお願いする。検討した結果についてはなるべく早目に皆にご案内したい。同時に日程についても皆のご意見を伺いたいのでよろしくお願いする。

○大谷委員

確認だが、見に行くべきところがあったら行くのか。見るべきものかどうかの判断は付かないが、とにかく近隣で行ってみようというのか。どのようにお考えか。

○川上委員長

全然近くになければ行かなくて良いと思う。逆に、近くに必ずあると思うので、見に行きたい。探してでも行きたい。

○大谷委員

当然、見るに値するものがなければ行かないということだと思うが、参考になるところがあれば大いに見に行きたいということで良いと思う。

○川上委員長

参考になるところを探してでも行ってみたいと思うのでよろしくお願いする。次回開催を3月の終わり頃にしたいのだが、そのときにはよろしくお願いする。そのときには、第3委員会室で行うのでご理解いただきたい。
　最後になるが、陳情の各自の表決結果は、タブレットに必ず本日中に入力しておいてほしい。議案の賛否については、最終日で構わない。賛否及び反対意見は、そのまま陳情者に通知し、ホームページに掲載するので、簡潔にまた丁寧に分かりやすく記載いただくようお願いする。確認できないときは書記から連絡があるのでよろしくお願いする。以上で産業建設委員会を終了する。

〔　13 時 32 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　産業建設委員会委員長　　川　上　幾　雄